

(宛先)
滋賀県知事

〒
届出者 住所

氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
および代表者の氏名〕

電話番号

指定保管業者変更・廃止届出書

指定保管業者の指定に係る保管事業について（次のとおり変更が生じました・廃止しました）ので、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第 15 条の 4 第 3 項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1	変更・廃止の別	変更 ・ 廃止	
2	変更・廃止年月日	年 月 日	
変更内容	3 変更に係る事項	(1) 指定保管業者の氏名および住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地） (2) 保管施設の名称 (3) 保管施設の所在地および主たる事務所の所在地 (4) 施設の常駐の管理者の有無 (5) 揚降施設または機器の名称および操作する職員の有無 (6) 保管するプレジャーボートの出艇・入艇を管理する方法 (7) 交付を受けた適合証に係る適合原動機搭載艇について所有者の氏名・住所および原動機の型式・方式等に変更が生じたことを遅滞なく把握する方法 (8) 河川法その他関係法令の許可等の状況	
	4 変更の具体的内容	番号	変更前
5	担当者の役職名、氏名および連絡先電話番号		

- 注 1 変更の場合は、3 の欄の該当する番号に○を付し（複数可）、4 の欄に、3 の欄で○を付した番号およびそれに対応する変更の具体的内容を記入してください。
- 2 変更の場合は、保管施設の位置図・保管施設の平面図および住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）のうち当該変更に係るものを添付してください。
- 3 4 の欄は、別紙に記載して添付することもできます。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。